

勤労者地震保険等補助要綱

(総則)

第1条 事業所に勤務する勤労者の福利の向上を図るために行う、勤労者が加入する地震保険の保険料又は自然災害共済の共済負担金に対する補助については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所に勤務する勤労者であること。
- (2) 本市内に自己が所有し、かつ、居住する住宅を新築し、購入し、又は増築若しくは改築(以下「新築等」という。)をする場合に、神奈川県内に存する中央労働金庫の支店(以下「融資機関」という。)からの住宅資金の融資又は融資機関が取り扱う住宅金融支援機構の長期固定金利融資(以下「融資」という。)を受けていること。
- (3) 当該住宅に申請者が居住していること又は転勤、療養等やむを得ない事情により当該申請者が居住していない場合は、当該申請者の配偶者若しくは当該申請者と同一世帯の親族が、当該住宅に居住していること。
- (4) 当該住宅に係る融資を受けた日の属する年の翌年の12月28日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。)までに、民間保険会社の取り扱う地震保険(民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険するものに限る。)又は全国労働者共済生活協同組合連合会の取り扱う自然災害共済(以下「地震保険等」という。)の保険料又は共済負担金の初回の支払いを済ませていること。
- (5) 融資の当初の返済期間が10年以上であること。
- (6) 融資その他の金融機関からの住宅資金の当初借入れの総額が、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であること。

ア 住宅を新築し、又は購入した場合	1,000万円
イ 住宅を増築し、又は改築した場合	300万円
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 令和8年1月1日時点で勤労者地震保険等補助を受けている者、既に交付決定がされている者又は令和8年1月1日から同年3月31日までの間に住宅ローン相談のための初回相談を中央労働金庫に対して行い、同年12月31日までに所得税地震保険料控除証明書が発行された者。

(補助金額及び交付期間)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、地震保険等の保険料又は共済負担金の額とし、25,000円を限度とする。

2 補助金の交付期間は、補助開始の日から10年を限度とする。ただし、融資の返済期間が10年未満になった場合は、その期間とする。

(交付申請)

第4条 補助を受けようとする者は、補助金等交付申請書を融資機関を経由し、12月28日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。次項において同じ。)までに市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間保険会社又は全国労働者共済生活協同組合連合会が発行する所得税控除に係る証明書の写し
- (2) 事業所に勤務していることを証する書類
- (3) 住宅資金融資等状況説明書(別記様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の勤労者地震保険等補助要綱第2条の規定に該当する者については、平成25年12月28日までの間に限り、改正後の勤労者地震保険等補助要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

住宅資金融資等状況説明書

申請者	住 所			
	氏 名			
住宅の所在地				
融資開始年月		返済終了予定年月		
借入れ総額		融資用途		

(融資機関記入欄)

上記内容について相違ありません。

年 月 日

融資機関名

代表者氏名

印

(備考)